

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成31年3月15日（平成31年（行情）諮問第225号）

答申日：令和2年1月24日（令和元年度（行情）答申第476号）

事件名：特定番号に係る起案文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成30年特定日付け，特定番号文書の起案文書」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成30年9月7日付け岐労発基0907第2号により岐阜労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

原処分を取り消すとの決定を求める。

本件対象文書には，法5条1号に該当する部分はない。

本件対象文書には，法5条2号イに該当する部分はない。

本件対象文書には，法5条6号に該当する部分はない。

よって，審査を請求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

理由説明書及び補充理由説明書によれば，諮問庁の説明は，おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は，平成30年8月20日付け（同月22日受付）で処分庁に対し，法の規定に基づき本件対象文書の開示請求を行った。

(2) これに対し処分庁が一部開示の原処分を行ったところ，審査請求人はこれを不服として，平成30年12月12日付け（同月13日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁の考え方

本件審査請求については、原処分における不開示部分に係る適用条項として法5条5号を追加し、同条2号イを同条6号ホに、同条6号を同号柱書き及びイに改めた上で、原処分における不開示部分のうち下記3(3)に掲げる部分を新たに開示することとし、その余の部分については、不開示とすることが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、法に基づく特定の開示請求に対する決定及びその通知に係る決裁文書一式である。

(2) 不開示情報該当性について

原処分における不開示部分とその不開示情報該当性については、以下のとおりである。

ア 法5条1号の不開示情報該当性について

本件対象文書に含まれている個人の氏名等個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人を識別することができる情報は、法5条1号本文前段に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条6号ホの不開示情報該当性について

本件対象文書には、特定事業場における労務管理状況等種々の内部管理情報がありのまま具体的に記述されている部分がある。これらが公にされた場合には、取引関係や人材確保等の面において、独立行政法人等である特定事業場に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある。このため、これらの情報は、法5条6号ホに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条5号の不開示情報該当性について

処分庁が特定の開示請求について開示又は不開示とする決定を行うにあたっての意思形成の過程がありのままに記載されている部分については、国の機関の内部における検討又は協議に係る情報であり、これが公にされた場合、今後、同種の文書の作成・検討に支障が生じ、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。このため、当該部分は、法5条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法5条6号柱書き及びイの不開示情報該当性について

特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）が行った監督指導の手法や詳細が記載されている部分については、それが公にされた場合、事業場や労働者と特定監督署との信頼関係が失われ、関係資料の提出や特定監督署に対する情報提供に

協力的でなくなり、また、事業場においては、指導に対する自主的改善意欲を低下させ、特定監督署に対する関係資料の提出等情報提供にも一切協力的でなくなり、ひいては労働関係法令違反の隠蔽を行うようになるなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。また、労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、検査事務という性格を持つ臨検監督指導業務に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがある。このため、これらの情報は、法5条6号柱書き及びイに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

原処分における不開示部分のうち、法5条各号に該当しない部分については、開示することとする。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）の中で、法5条各号に該当する部分はないと主張しているが、不開示情報該当性については、上記3（2）で示したとおりであり、審査請求人の主張は失当である。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求については、不開示部分に係る法の適用条項として法5条5号を追加し、同条2号イを同条6号ホに、同条6号を同号柱書き及びイに改めた上で、原処分における不開示部分のうち、上記3（3）に掲げる部分を新たに開示することとし、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成31年3月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月26日 審議
- ④ 令和元年11月21日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年12月3日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 令和2年1月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求に対し、処分庁は、法5条1号、2号イ及び6号に該当するとして、本件対象文書の一部を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法の適用条

項を法5条1号，5号並びに6号柱書き，イ及びホに改めた上で，不開示とすることが妥当としていることから，本件対象文書を見分した結果を踏まえ，以下，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書は，具体的には，特定個人が行った開示請求（以下「別件開示請求」という。）に対し開示決定等を行うために，岐阜労働局において起案・決裁を行った文書一式である。

そして，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は，別件開示請求を行った特定個人の氏名，住所及び電話番号，別件開示請求に対する岐阜労働局の対応方針並びに別件開示請求に対する原処分で特定した文書（独立行政法人等である特定事業場に出された行政指導文書の控え及びこれに関する監督復命書）の全部である。

(1) 通番1（起案文書）

ア 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

(ア) 当該部分を見分したところ，当該部分には，別件開示請求に対する岐阜労働局の対応方針が記載されていることが認められる。

(イ) 当該部分のうち，2頁15行目15文字目ないし16行目28文字目部分には，別件開示請求の内容が記載されており，別件開示請求を行った特定個人の氏名と一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に，法6条2項による部分開示の可否について検討すると，2頁15行目15文字目ないし16行目28文字目部分は，別件開示請求の内容のみであり，別件開示請求を行った特定個人を識別することができる情報は含まれておらず，原処分において特定個人の氏名等が不開示とされていることからすると，これを公にしても，当該特定個人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められない。

その余の部分については，法5条1号に規定する個人に関する情報が記載されているとは認められない。

(ウ) また，当該部分には，別件開示請求に対する法の解釈・運用に関することが記載されているにすぎないと認められることから，これを公にしても，独立行政法人等の企業経営上の正当な利益を害するおそれ，労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し，適正な遂行に支障を及ぼすおそれ，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。また，別件開示請求に対す

る開示決定等は既に行われていることから、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとも認められない。

(エ) したがって、当該部分は、法5条1号、5号並びに6号柱書き、イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ その余の部分（別表の5欄に掲げる部分を除く部分）について

(ア) 1頁、3頁、5頁及び12頁部分

当該部分は、別件開示請求を行った特定個人の氏名、住所及び電話番号であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条5号並びに6号柱書き、イ及びホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 2頁18行目13文字目ないし27文字目部分

当該部分には、独立行政法人等である特定事業場に対して行われた行政指導の種類が分かる情報が記載されていると認められる。このため、当該部分は、これを公にすると、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係等の面において、企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号ホに該当し、同条1号、5号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 通番2ないし通番11（監督復命書）

監督復命書（同続紙を含む。以下同じ。）は、労働基準監督官（以下「監督官」という。）が事業場に対し臨検監督を行った後に、その監督結果を労働基準監督署長に対して復命するために、臨検監督を行った事業場ごとに作成する文書であり、別表の通番2ないし通番11の3欄に掲げる各欄で構成されている。これについて、原処分では、様式部分も含め全て不開示とされている。

ア 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

(ア) 通番2、通番4、通番5及び通番9ないし通番11には、法5条1号に規定する個人に関する情報が記載されているとは認められない。

当該部分のうち、通番2の「家内労働委託業務」欄、通番5の「店社」欄、通番9の「確認までの間」欄、「備考1」欄、「備考

2」欄並びに「No.」欄及び「違反法条項・指導事項等」欄の各6段目及び7段目、「是正期日（命令の期日を含む）」欄の4段目ないし7段目は全て空欄であり、通番11は様式部分にすぎない。また、その余の部分は、諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている別件開示請求の内容から特定され得る内容又はシステムに登録した際に機械的に付与される番号等であると認められる。

このため、当該部分については、その情報の性質上、これを公にしても、取引関係や人材確保等の面において、独立行政法人等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号並びに6号柱書き、イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 通番7には、独立行政法人等である特定法人に監督官が臨検監督した際に面接した当該法人の職員及び代表者の職氏名が記載されており、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該欄に記載されている職員の氏名は、当時の職員録（独立行政法人国立印刷局編）に掲載されており、慣行として公にされていると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められ、その余の部分である特定法人職員の職名については、同号ただし書ハに該当すると認められる。

また、同様の理由により、これを公にしても、独立行政法人等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号並びに6号柱書き、イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(ウ) 通番8は、臨検監督を行った特定監督署の監督官の氏名及び監督署内での確認のための決裁欄に記載された職員の職名、氏名及び印影であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該部分

のうち特定監督署の監督官の氏名及び印影については、臨検監督業務の遂行すなわち職務の遂行に係る情報であることから、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものと考えられるところ、これを公にしても特段の支障の生ずるおそれがあるとは認められないことから、同号ただし書イに該当すると認められ、その余の部分である特定監督署職員の職名については、同号ただし書ハに該当すると認められる。

また、当該部分は、これを公にしても、独立行政法人等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号並びに6号柱書き、イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ その余の部分（別表の5欄に掲げる部分を除く部分）について

（ア）通番2の「完結区分」、「監督年月日」及び「署長判決」の各欄には、特定監督署による監督指導の手法・状況が記載されており、「外国人労働者区分」、「労働者数」、「労働組合」、「所定労働時間」及び「最も賃金の低い者の額」の各欄には、監督官が臨検監督を行ったことにより判明した当該法人の内部情報が記載され、該当する事項が確認されなかった場合には空欄とされており、「参考事項・意見」欄には、調査の端緒や結果等が記載されていると認められる。このため、これらを公にすると、特定監督署の調査手法・内容が明らかとなることから、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、これらの部分は、法5条6号イに該当し、同条1号並びに6号柱書き及びホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（イ）通番3の「監督種別」欄は、定期監督、災害時監督、災害調査、申告監督及び再監督の5種類の臨検監督のうち、いずれかを記載するものである。これらのうち、「申告監督」の記載は、労働者からの申告に基づいて臨検監督を行うこととされたことを表すものであり、このことが明らかになると、当該臨検監督を受けた事業場にお

いて、誰が申告をしたのか探索が行われ、それにより、労働者は、違反等について申告を行ったことによって自らに不利益な取扱いが及ぶことを恐れて申告をちゅうちょするおそれがあり、これにより、労働者からの申告という労働基準監督機関の重要な情報源が損なわれ、検査事務という性格を持つ監督指導業務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

また、「申告監督」の場合のみ不開示とすると、不開示の場合は「申告監督」であることが明らかになることに鑑みれば、「申告監督」以外の場合も含め、「監督種別」欄に記載された情報は不開示とすることが妥当である。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号並びに6号柱書き及びホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番6の「監督重点対象区分」欄は、監督の種類が定期監督の場合に限り、各労働基準監督機関で定めた監督重点対象が記載されることから、当該欄に記載がある場合には、定期監督であることが明らかになり、また、記載がない場合において、直近に災害の発生等の事実がないときには、その臨検監督が申告監督であったことが明らかになり、監督種別が特定されるものである。

したがって、当該部分は、上記(イ)と同様の理由により、法5条6号イに該当し、同条1号並びに6号柱書き及びホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番6の「特別監督対象区分」欄は、監督が特別監督の場合に限り、各労働基準監督機関で定めた監督重点対象区分が記載されることから、当該欄に記載がある場合には、特別監督であることが明らかになり、また、記載がない場合のみ開示すると、不開示となった場合には、特別監督であったことが明らかになる。

このため、これを公にすると、特定監督署の調査手法・内容が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号並びに6号柱書き及びホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(オ) 通番9の「違反法条項・指導事項等」及び「是正期日(命令の期日を含む)」の各欄には、独立行政法人等である特定事業場に係る違反法条項・指導事項及びその是正期日等に係る内容が記載されて

おり、通番10には、行政指導の種類が記載されていると認められる。

このため、これらを公にすると、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係等の面において企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号ホに該当し、同条1号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 通番12 (行政指導文書)

当該文書は、監督官が臨検監督指導に際して作成した行政指導文書の控えであり、独立行政法人等である特定事業場に係る違反法条項と指導事項及びそれらの是正期日等に係る内容が記載されていることが認められる。

したがって、当該部分は、上記(2)イ(オ)と同様の理由により、法5条6号ホに該当し、同条1号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が同条1号、5号並びに6号柱書き、イ及びホに該当することからなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号並びに6号イ及びホに該当すると認められるので、同条5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同条1号、5号並びに6号柱書き、イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表

1 文書名	2 通番	3 欄等の名称	4 法5条各号該当性	5 開示すべき部分
開示請求に係る起案文書（別添1，下記各文書を除く別添2及び別添3を含む。）（1頁ないし5頁，12頁及び13頁）	1		1号，5号並びに6号柱書き，イ及びホ	2頁12行目ないし18行目12文字目，28文字目ないし19行目
別添2のうち監督復命書（6頁及び7頁）	2	「完結区分」，「監督年月日」，「外国人労働者区分」，「労働者数」，「家内労働委託業務」，「労働組合」，「所定労働時間」，「最も賃金の低い者の額」，「署長判決」，「参考事項・意見」	1号並びに6号柱書き，イ及びホ	「監督年月日」欄1文字目ないし16文字目，「労働者数」欄1行目及び2行目の数字部分，「家内労働委託業務」欄，「署長判決」欄日付部分
	3	「監督種別」		
	4	「整理番号」，「事業場キー」		全て
	5	「労働保険番号」，「事業場の名称」，「業種」，「事業の名称」，「事業場の所在地」，「店社」		全て
	6	「監督重点対象区分」，「特別監督対象区分」		
	7	「代表者職氏名」，「面接者職氏名」		全て
	8	「監督官氏名印」，「副署長」，「主任（課長）」		全て
	9	「No.」，「違反法条項・指導事項等」，「是正期		「No.」，「確認までの間」，「備考

		日（命令の期日を含む）」 、「確認までの間」, 「備考1」, 「備考2」		1」及び「備考2」 の各欄, 「違反法条 項・指導事項等」欄 6段目及び7段目, 「是正期日（命令の 期日を含む）」欄4 段目ないし7段目
	1 0	「別添」		「別添」欄1列目, 2列目, 6列目, 7 列目
	1 1	様式部分		全て
別添2のうち 行政指導文書 (8頁ないし 11頁)	1 2			